教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書

（平成２３年度実績）

平成２４年９月

室蘭市教育委員会

ー　目　次　ー

Ⅰ　点検・評価制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
１　経緯
２　目的
３　対象事業の考え方
４　学識経験者の知見の活用

Ⅱ　点検・評価の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
第１　「生きる力」を育成する教育の推進
１　「確かな学力」の向上について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
２　「豊かな心」を育む教育について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
３　「健やかな体」を育成する教育について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
４　特別支援教育の充実について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
５　特色ある教育活動について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
６　幼児教育の充実について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
７　私学に対する支援について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
第２　安心・安全に学べる教育環境の整備について
８　不審者対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
９　いじめ問題について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
１０　不登校や虐待の問題について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
１１　心に寄り添う生徒指導について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
１２　学校での事故対応等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
１３　学校を地域が支える体制づくりについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
１４　子どもの安心・安全を地域で守り育てる体制の整備や啓発活動について・・・２５
１５　放課後の児童対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
１６　学校給食について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
１７　学習環境の整備について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
第３　生涯学習の推進について
１８　社会教育の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
１９　文化振興について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
２０　読書活動推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
２１　男女平等参画社会の形成について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５
２２　スポーツ振興について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７

Ⅲ　学識経験者の意見
１　意見提出者 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９
２　点検及び評価に関する意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０

＜参考資料＞
平成２３年度　室蘭市教育行政方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４６

Ⅰ　点検・評価制度の概要

１　経緯

平成１８年１２月の教育基本法の改正及び平成１９年３月の中央教育審議会の答申等を踏まえ、平成１９年６月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）が改正され、平成２０年４月から施行されました。

そのため、本市としても、平成２０年度から「教育委員会の責任体制の明確化」を目指すため、同法第２７条の規定に基づき、教育委員会が毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検・評価」という。）を実施するものです。

２　目的

教育委員会は、首長から独立した立場で、地域の学校教育、社会教育等に関する事務を担当する行政機関として、すべての都道府県及び市町村等に設置されている行政委員会であります。その特性は、専門的な行政官で構成される事務局を、多様な属性を持った複数の委員による合議により、専門家の判断のみによらない、広く地域住民の意向を反映した教育行政を実現するものです。

事務の点検・評価は、上記地教行法第２７条の規定に基づき、教育委員会が、教育長以下の事務局を含む広い意味での教育に関する事務の管理及び執行状況を点検・評価をすることにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たすことを目的としています。

３　対象事業の考え方

本年の点検・評価の対象事業は，これまでの考えに基づき平成２３年度分の事業実績としました。その対象範囲は、学校での学習指導・生徒指導に関することや社会教育に関することなど地教行法第２３条で「教育委員会の職務権限」として規定されている事務をはじめ、市長の補助執行として行っている事務を含む、本委員会が所管するすべての事務としています。

事業のまとめ方については、平成２３年度室蘭市教育行政方針に位置付けられ、室蘭市教育委員会において実施した主な施策・事業等を網羅する形で対象事業を選定しました。

４　学識経験者の知見の活用

地教行法第２７条第２項の規定による教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を行うため、教育委員会が行った施策・事業等の実施状況についての点検及び評価の客観性を確保し、今後の取組に向けた活用を図るため、今年度も教育に関して学識経験を有する方から点検及び評価に関する意見や助言をいただきました。

【参考】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第２７条　教育委員会は，毎年，その権限に属する事務（前条第１項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第３項の既定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い，その結果に関する報告書を作成し，これを議会に提出するとともに，公表しなければならない。

２　教育委員会は，前項の点検及び評価を行うに当たっては，教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

Ⅱ　点検・評価の結果

今年度についても、室蘭市教育委員会で示した平成２３年度の教育行政方針に基づき、この教育行政方針に掲げられた重点項目に盛り込まれた施策・事業の内容と成果について点検・評価を実施しました。

なお、教育行政方針の詳しい内容につきましては、＜参考資料＞平成２３年度室蘭市教育行政方針を参照してください。

重点施策

第１　「生きる力」を育成する教育の推進

点検・評価項目

１　「確かな学力」の向上について

平成２３年度の取組状況

【学力向上基本計画策定】

児童生徒の学力向上を図るため、各小・中学校や本市教育研究所と連携し「学力向上基本計画」（３ヶ年計画）を策定した。本計画を基にした取組により、平成２５年度には市内全小・中学校の児童生徒の学力が全国と同程度となるよう目標値を設定した。また、各学校においての取組状況や成果等の点検評価を実施した。

【各学校の学力状況の把握と学力向上改善プランの作成】

全国学力・学習状況調査（※注１）に加え、本市独自の標準学力調査を小学校３年、５年、中学校２年で実施し、各小中学校にはこの結果を分析するとともに、今後の具体的な学習の手立てなどを示した学力向上改善プランの修正を行ない、教育委員会への提出を求めた。

【児童生徒の学力向上を図るための教師の授業力向上】

校内研修の推進を通して教師の授業力の向上を図るとともに、市内の各校に対し実践発表する場を設定することで、それぞれの校内研修の充実につなげることを目的に、旭ヶ丘小学校、本輪西小学校の２校を研究奨励校に指定した。また、教育研究所では、新学習指導要領のねらいを達成させるために研究所員による公開授業を２回、生徒指導と教科指導等の研修講座を８回実施し、各学校の教育課題の解決を図る方略の一助として情報の発信と実践力の向上を図った。家庭においての学習・生活習慣上の改善すべき内容の啓発のため「家庭教育のすすめ」を作成した（平成２４年４月に各家庭に配布予定）。

小・中学校１校ずつ２校をパイロットスクール事業指定校（※注２）として公開研究会を行ない、研究の成果を広く市民や市内小・中学校に公開した。

【指導主事による学校訪問での指導助言】

市内全小中学校の校内研修に関わる授業研究に、胆振教育局および本市指導主事が参加し、指導助言を行った。

成果・課題等

≪成果≫

【学力向上基本計画】

各小・中学校の学力向上基本計画に基づいた取組や学力向上改善プランの取組により、各学校の自己評価の結果、授業改善（図られた学校約３割、おおむね図られた学校約７割）、学習・生活習慣の改善（図られた学校約２割、おおむね図られた学校約８割）において成果が見られた。

【各学校の学力状況の把握と学力向上改善プランの作成】

全国学力・学習状況調査の学力面の結果は、全道平均と同程度であった。特に中学校については、全ての科目において全道平均を上回っている。

本市独自の標準学力調査の結果は、全国との比較において、小学校は国語・算数ともにおよそ４割の学校が同水準、それ以外の学校は低いおよびかなり低い。

中学校は国語・数学ともにおよそ９割の学校で全国と同水準、それ以外の学校は低い。英語は全ての学校において全国と同水準の結果であった。

各学校では各調査を分析した上で、指導計画の改善と修正を実施し、児童生徒の実態に即したきめ細かな指導など、具体的な学習の手立てや指導方法について実践できた。

【児童生徒の学力向上を図るための教師の授業力向上】
　研究奨励校である旭ヶ丘小学校では、児童の学習状況に応じた習熟度別指導等の指導体制・学習形態の工夫や伝え合う力を育成する学習指導の工夫の取組により、児童が主体的に学び続ける姿や自らの考えを積極的に表現する姿が見られた。
　本輪西小学校では、各教科において習得した知識・技能を土台とし、活用する力を　高める学習過程を意図的・計画的に取り入れる実践研究を通して、思考力や判断力、表現力を育む教育研究に取り組み、児童の学習意欲や活用力において向上が見られた。
　また、この研究奨励校２校については、公開研究会（公開授業・研究発表）を開催するとともに、研究紀要を各学校に配布することで、その成果を市内各校へ還元することができた。
　教育研究所の公開授業や研修事業には、市内の多くの教員が参加し、研究協議が実施された他、成果と課題を自校に持ち帰り、日々の授業実践に活かしている。
【指導主事による学校訪問での指導助言】
　市内全小中学校の校内研究に係る授業研究会に、胆振教育局および本市指導主事が参加して、新学習指導要領の指導内容や指導方法の工夫改善に係わる指導助言が実施でき、確かな学力を育成する観点において成果があった。

≪課題≫
【学力向上基本計画】
　「平成２５年度全国水準達成」に向けて、各校の学力向上の取り組みに対する継続的な指導・支援が必要。
【各学校の学力状況の把握と学力向上改善プランの作成】
　全国学力・学習状況調査や本市独自の標準学力調査の結果分析を継続して進め、各学校の児童生徒の実態に即した学力向上改善プランの修正を適宜実施し、市内全小中学校が全国水準の学力に達するように、スピード感をもって実効性のある具体的な取り組みを推進していく必要がある。
【児童生徒の学力向上を図るための教師の授業力向上】
　今後も引き続き、教師の指導力向上を目的とした研究奨励校の指定と併せて、教育研究所における先進的な研究実践を継続しながら、指導理論が教育実践に結びつく取り組みが必要である。
【指導主事による学校訪問での指導助言】
　本市の課題の一つであった指導主事の訪問が市内全小中学校で実施できるようになったが、今後も継続的な指導主事の指導助言等が必要である。

今後の展開の考え方

【学力向上基本計画】
　「平成２５年度全国水準達成」に向けて、各校の学力向上の取り組みに対する継続的な指導・支援を行っていく。
【各学校の学力状況の把握と学力向上改善プランの作成】
　各学校が児童生徒の実態に即し作成した学力向上改善プランの見直しや修正を実施し、より効果的な学習活動が実践できるよう指導・助言に努める。
小学校において学年複数学級の学校に比べ、学年単学級の学校に人員不足等の課題があることから学年単学級の学校に学習支援教員の配置を進めていく必要がある。
【児童生徒の学力向上を図るための教師の授業力向上】
　校内研究による授業実践がさらに活性化するよう、授業改善や授業評価の取り組みや指導主事の効果的な活用などに向けて共同研究体制を確立していく。
【指導主事による学校訪問での指導助言】
　今後においても、引き続き指導主事の学校訪問による指導助言等を行う中で、教師の指導力向上を図っていきたい。

●担当課

「指導班」

※注１　全国学力・学習状況調査とは、平成１９年より全国の小中学校の最高学年（小学６年生、中学３年生）全員を対象に、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を目的に実施している。実施教科は小学校６年生で国語と算数、中学校３年生で国語と数学の２教科を実施。それぞれの教科において知識問題と活用問題の２種類のテストに分けられている。

注２　パイロットスクール事業指定校とは、本市教育委員会が、毎年小・中学校それぞれ 1～２校を指定し、保護者や地域に対して公開授業研究発表会を行っている学校。

重点施策

第１　「生きる力」を育成する教育の推進

点検・評価項目

２　「豊かな心」を育む教育について

平成２３年度の取組状況

１．豊かな心と命を大切にする心を育むとともに、自然体験や社会体験を活かした道徳の時間の充実を図った。
【自らの生き方の自覚を深める道徳的実践力の育成と体験活動の工夫】
【道徳推進教師を中心に、全教師が協力して道徳の時間の充実を図る】

２．児童生徒理解を深め、社会性や豊かな人間関係の確立を図る積極的な生徒指導の推進を図った。
【発達段階に応じた多様な体験活動の推進と自己指導力の向上】

３．いじめ・不登校等の未然防止および早期発見・早期対応を図った。
【心に寄り添う生徒指導と学級経営、教育相談体制の充実】
【校内体制の整備と関係機関との連携】

成果・課題等

≪成果≫

道徳教育については、道徳推進教師が学校で１名専任され、年間指導計画を各学校の行事や各教科と関連付けしたものに整備したほか、市内全小中学校に道徳副読本を配備し、教育活動全体を通して道徳的実践力の育成が図られた。

社会性や豊かな人間関係の確立を図る生徒指導の推進としての取り組みは、学校行事や発達段階に応じた多様な体験活動を通して、自己指導力の向上を図る取り組みが行われた。

いじめ・不登校等の未然防止及び早期発見・早期対応については、各学校年３回以上のいじめ調査を実施するとともに、教育相談体制の充実を図り、心に寄り添う生徒指導と学級経営に努めた。

≪課題≫

道徳教育については、その要となる「道徳の時間」の指導について、教師の指導力に差があることから、今後においても校内研修や授業研究、教育委員会が開催する道徳推進教師研修会を通して、その向上に努めたい。

本市の課題として、全国学力学習状況調査の結果から、規範意識の醸成があげられており、引き続き、学校行事や多用な体験活動を通して、自己指導力の向上に努めたい。

いじめ・不登校の件数は、減少傾向にあるものの、引き続き、専門相談員や訪問アドバイザー（スクール・ソーシャルワーカー）、指導主事で構成している専門チームによる全小中学校への訪問や、適応指導教室における相談体制の充実など、実態把握と早期登校復帰に向けての取組を継続する必要がある。

今後の展開の考え方
道徳教育については、社会生活上のルールやモラルなど，豊かな心と自らの生き方の自覚を深める力を育成するため、家庭や地域社会，関係団体との一層の連携強化に努める。 生徒指導の推進として、規範意識の醸成や自己指導力の向上を図るため、引き続き外部の人材を講師として招くなど、関係機関と連携した取り組みが必要である。 いじめ・不登校等の未然防止及び早期発見・早期対応については、全校においていじめ調査を年３回以上実施するとともに、指導の状況とその経過などについてきめ細かな状況把握と関係機関との連携に努めたい。

●担当課

「指導班」

重点施策
第１　「生きる力」を育成する教育の推進
点検・評価項目
３　「健やかな体」を育成する教育について
平成２３年度の取組状況
・栄養教諭と連携し、各学校で食に関する指導に係る全体計画を作成し、教育計画に明示した。また、各学校による体系的・継続的な取組を実施している。 ・栄養教諭が行う食育指導としては、小学４年生を対象としたカルシウム指導を１８校、小学５年生を対象としたリクエスト献立指導を１６校、小学６年生を対象とした給食式バイキングを１７校に対して実施した。また、中学生を対象のリクエスト献立指導も４校実施した。 ・食育指導の学校訪問時には食のアンケート調査を実施し、児童生徒の朝食等に関する実態調査を行なうとともに、保護者の給食試食会実施時に学校給食に関するアンケート調査も実施した。 ・年度当初に各小中学校で作成する「食に関する指導の全体計画の作成」に栄養教諭が積極的に参画した。 ・フッ化物洗口の先行実施（平成２３年１０月～） 小学校６校～絵鞆小、武揚小、海陽小、高平小、本室蘭小、喜門岱小 中学校１校～北辰中
成果・課題等
≪成果≫ ・各学校では学級担任による給食の時間における食に関する指導（食事環境の整備、食事と健康安全等）を実施し、健康の大切さを知り、栄養についての理解を深めた。 ・栄養教諭 3 人が学校給食を生きた教材として活用し、栄養指導を通して、健全な食生活等についての基礎知識を児童生徒に理解させた。 ・朝食に関するアンケート調査の結果については、全保護者に対して「食通信」などを配布して周知するとともに、食材に関する情報等も掲載し、子どもたちへの望ましい食習慣の必要性について認識させた。 ・保護者へのアンケート調査実施に伴い、学校給食に対する要望・意見等を伺い、家庭との連携を図った。 ・平成２１年６月に施行された「北海道歯・口腔の健康づくり８０２０推進条例」により、効果的な歯科保健対策として小・中学校におけるフッ化物洗口の推進が盛り込まれ、平成２２年度から２４年度までの３年間に全市町村でのフッ化物洗口実施が目標とされたことから、本市でも平成２４年度の全小中学校実施に向けて、平成２３年度は市内小中学校７校でフッ化物洗口を実施した。 ≪課題≫ ・食育指導については、調理等業務を民間委託することに伴い栄養教諭が行っていた調理現場での衛生管理指導等の負担がなくなることから、更なる充実を図ることとたい。 ・フッ化物洗口の先行実施７校の半年間の実施結果からは、事業実施にあたっての大きな課題はなかったが、各校で開催した保護者説明会への参加者が少なかったことから、フッ化物洗口に対する保護者の関心を高めるための取り組みが必要。

今後の展開の考え方
・平成２４年より全小中学校で実施（１０月～）。 今後は、フッ化物洗口実施によるう蝕予防効果の検証を十分に行いながら、フッ化物洗口の促進に努めていく。 ・食育については、生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送ることを目指し、望ましい食生活の基礎・基本と食習慣を育成し、食事を通じて健康管理ができるように努める。 ・栄養教諭を中心として、より一層、家庭と連携して児童生徒の望ましい食習慣や食に関する自己管理能力が身につくよう、今後とも継続的な食育指導を行なっていく。

●担当課

「学校教育課」「指導班」「学校給食センター」

重点施策

第１　「生きる力」を育成する教育の推進

点検・評価項目

４　特別支援教育の充実について

平成２３年度の取組状況

特別支援教育コーディネーターを活用した教育相談
１５２件（Ｈ２２）　→　７６件（Ｈ２３）

特別支援教育支援員の配置
特別支援学級　２３人（Ｈ２２）　→　２１人（Ｈ２３）
通常学級　１０人（Ｈ２２）　→　１０人（Ｈ２３）

就学相談員の配置　１人（Ｈ２２）　→　２人（Ｈ２３）

成果・課題等

≪成果≫
特別支援諸学校の協力を得ながら、小中学校へ特別支援教育コーディネーター（※注１）を派遣して教育相談を行い、発達障がいのある児童生徒への適切な指導と支援に継続して取り組んでいる。
また、特別支援教育支援員（※注２）の配置の工夫等を行い、障がいのある児童生徒の支援体制の充実・強化を図っている。
平成２３年度は、保護者や学校への相談体制の強化と担任教諭や特別支援教育支援員等への研修の充実等を目的に市教委配置の就学相談員の増員を行った。

≪課題≫
保護者の理解促進や支援体制の整備等により、特別支援教育の対象となる児童生徒の増加は続いており、今後もきめ細かな支援を続けていく必要がある。
また、小１プロブレムへ（※注３）の対応として、幼稚園・保育所との更なる連携強化や就学前児童の保護者への特別支援教育に対する理解の促進を図る必要がある。

今後の展開の考え方

≪今後の展開≫
対象児童生徒の増加に対応した指導・相談体制の強化を図り、保護者への相談支援や関係職員への研修を充実させていく。
また、就学前児童のスムーズな小学校入学のために、幼稚園・保育所との定期的な情報交換、保護者への就学相談・情報提供を積極的に進めていく。

●担当課
「指導班」「学校教育課」

※注１　特別支援教育コーディネーターは、特別支援学校の教員の専門性を活かし，地域における特殊教育に関する相談のセンター的な機能を推進する役割として、小中学校を訪問し担任への指導支援、校内体制の助言等を行います。

※注２　特別支援教育支援員は、小・中学校において障がいのある児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障がいの児童生徒に対し学習活動上のサポート等を行います。

※注３　小１プロブレムとは、環境の変化等により小学校に入学したばかりの児童が落ち着いて教師の話を聞けず、騒いだり教室を歩き回るなど授業が成立しない問題。

重点施策

第１　「生きる力」を育成する教育の推進

点検・評価項目

５　特色ある教育活動について

平成２３年度の取組状況

１　小学校の外国語活動の充実のため、外国語指導助手（ＡＬＴ）を３名体制で、各小学校において年間３５時間実施されている外国語活動に対してＡＬＴを１２回派遣した。

２　ものづくりのまち室蘭に関連する事業として、室蘭工業大学との連携や職場体験学習を通して児童生徒の生き方や望ましい職業観・勤労観を育む進路指導の充実に努めた。

３　郷土室蘭の豊かな自然や環境に親しみを持ち、人間と環境との関わりについて理解を深めるため、港ふるさと体験学習を引き続き実施した。

４　環境保全に主体的にかかわる態度を育成する目的から環境教育教材として、５つの中学校と２つの小学校及び青少年科学館に導入している太陽光発電装置により、学習効果を高めた。また、道経済部と連携した環境教育を実施した。

成果・課題等

≪成果≫

小学校の外国語活動の充実のため、外国語指導助手（ＡＬＴ）を外国語活動に派遣することにより、生の英語に触れる機会を通して、コミュニケーション能力の育成を図ることができた。

室蘭工業大学との連携したものづくり体験活動や中学校の総合的な学習の時間で実施している職場体験学習を通して、望ましい生き方や職業観・勤労観を育む進路指導の充実が図られた。

港ふるさと体験学習では、北海道大学水産学部海藻研究所や市農水産課、海上保安庁、市内企業の協力を得て、ふるさと室蘭の文化や産業を勉強したり、人間と環境との関わりについて理解を深めることができた。

環境教育教材として、５つの中学校と２つの小学校および青少年科学館に導入している太陽光発電装置により、環境保全に主体的に関わるための環境学習の効果を高めると共に関係部局と連携した環境教育も実施した。

≪課題≫

小学校へのＡＬＴの派遣については、各学校とも同じ回数となっているが、学校規模も考慮した派遣回数を検討する必要がある。

今後も室蘭工業大学や関係団体等と連携したものづくり体験活動について、市長部局や関係団体と連携協議しながら、その充実を図る必要がある。
港ふるさと体験学習については、各学校や子ども達からも好評の事業なので今後も関係機関や団体の協力を得ながら、事業内容の充実に努める必要がある。
環境教育については、太陽光発電装置を活用した特設授業の開設など、設備を利用した、より学習効果を高める取り組みが必要である。また、関係企業や関係部局と連携した環境教育の充実を図る必要がある。

今後の展開の考え方

小学校へのＡＬＴの派遣については、外国語学習の充実を図るため、クラス数を考慮して学校規模に応じた派遣回数に変更して実施して行く。
ものづくり体験活動等については、今後も室蘭工業大学や関係団体等と連携協議する機会を設けて、その充実に努めたい。
港ふるさと体験学習については、関係企業や団体との連絡会議において調整を図るなど、この事業の充実に努める。
環境教育の充実について、環境保全に主体的に関わる態度を育成する観点からも、既存施設の活用や外部講師による特設授業を、市内企業や関係部局と連携し、充実を図って行く。

●担当課

「指導班」

重点施策

第１　「生きる力」を育成する教育の推進

点検・評価項目

６　幼児教育の充実について

平成２３年度の取組状況

＜幼保小の連携会議の開催状況＞
①市教委と室蘭市私立幼稚園協会との懇話会（6/28）
②市教委、小学校長会役員と室蘭市私立幼稚園協会との懇話会（10/6）
③市教委、小学校長会役員と保育所との懇話会（10/26）

＜学びと育ちを支える環境づくりの推進＞
◎親の資質向上と子どもの健全な成長を目指す家庭教育への支援充実に向けたセミナーの開催実績

●３・４歳児と親の家庭教育セミナー
・親子一緒の運動や歌・リズム体操と講話・情報交流。港南及び港北児童センターで１２回開催。延べ参加者３０９名

●子育て出前セミナー
・親子一緒の運動や絵本読み聞かせとの講話・情報交流。市民会館や子育て相談ふれあいセンターで５回開催。延べ参加者１２３名

●地域家庭教育セミナー
・親へ、学習機会や情報提供をして、家庭や地域の教育力の向上を図る。水元小学校と白鳥台小学校で１０回開催。延べ参加者１０４名

●２歳児親子講座
・２歳児特有の行動特徴に対し、学習や情報提供を通して、親としての資質向上を図る。子育て相談ふれあいセンター、子育て支援センターらんらんで６回開催。延べ参加者１３４名

●幼稚園・保育所・小学校の親と教育・保育職員の集い
・次のステップである小学校への円滑な移行を図るための集いとして本室蘭小学校、本輪西小学校、天沢小学校で各１回開催。参加者１６８名

成果・課題等

≪成果≫
・平成２１年度より、小１プロブレムの防止に向けた幼稚園・保育所から小学校へのスムーズな引継ぎと各種情報交換等を目的に幼保小の連携会議を開催。平成２３年度は会議を３回開催し、幼保小それぞれの現状や課題の報告、各種要望、小学校への引き継ぎ方法の再確認等を行い、緊密な連携を図ることができた。
・各セミナー終了後のアンケート調査結果からも基本的育児のあり方・学習や悩みを共有する親同士の意見交流等から、解消されることが多々ありと、支援の効果が見て取れる。
≪課題≫
・特別支援教育に関して、入学前の就学相談を希望する保護者が増えており、幼稚園・保育所の困り感も大きいことから、スムーズな小学校入学のために専門職員の派遣等の支援が必要。
・保護者の要望を踏まえた魅力あるセミナー等の開催と参加しやすい日程や場所の検討及び市民周知を図る必要がある。

今後の展開の考え方
・国は、今年１月に打ち出した「子ども・子育て新システム」の最終案において、幼保一体化施設「総合こども園」の平成２７年度の開設等を目指しており、今後も国の動向を注視しながら、引き続き幼保小の連携強化を図り、幼児教育の充実に努めていく。 ・様々な機会を利用して、保護者ニーズを把握したセミナーとなるよう内容検討を行う。 ・各セミナーの周知に向けては、関係機関（幼稚園や保育所・小学校等）へのポスター掲示、マスコミへの案内報道依頼のほか、セミナー参加者にもその友人・知人への口コミ案内等、広く伝わるように努めたい。 ・開催するセミナーでは、理解しやすいよう配布資料への工夫、参加者の自由な意見交換等が可能となるように運営面にも配慮しながら、親の資質向上と子どもの健全な成長につながるよう検討を進めていく。

●担当課

「学校教育課」「生涯学習課」

重点施策
第１　「生きる力」を育成する教育の推進
点検・評価項目
７　私学に対する支援について
平成２３年度の取組状況
高等学校、専修学校、私立幼稚園に対し教材教具等の整備や生徒・園児募集、特色ある教育活動等への補助と平成２１年より施設の老朽化に伴う校舎・園舎の大規模改修に対して補助を実施。 ○高等学校 　教育振興補助　　13,000 千円（室蘭大谷 7,000 千円、海星 6,000 千円） ○専修学校 　教育振興補助　　3,000 千円（北斗文化学園） ○幼稚園 　教育振興補助　　5,500 千円（室蘭私立幼稚園協会　50 千円×11 園） 　大規模改修　　10,000 千円（めばえ 5,000 千円、桜ヶ丘 5,000 千円）
成果・課題等
≪成果≫ 入学者数の減少により経営が厳しい私立学校等に対して補助を行うことにより、本市における私立学校等の教育の振興が図られた。 ≪課題≫ 景気低迷が続く中、私立学校等では入学者数の減少により厳しい経営が続いており、今後も安定した学校運営を継続していくためには、本市による支援が欠かせないものであり、今後も継続していく必要がある。
今後の展開の考え方
私学への助成については、私立学校法及び私立学校振興助成法に基づく国及び道の助成の充実を、今後とも教育長会等を通じて要望を行っていく。また、市の単独補助である教育振興補助事業を今後も継続して行い、私学振興の充実を図る。

●担当課

「学校教育課」

重点施策
第２　安心・安全に学べる教育環境の整備について
点検・評価項目
８　不審者対策について
平成２３年度の取組状況
不審者被害対策については、関係機関の協力を得ながら、防犯教室や防犯訓練の実施により児童生徒の危機回避能力の育成を図るとともに、地域安全パトロール隊への情報提供と行動連携の実施や不審者情報をメールで知らせる不審者防犯システムへの登録者の拡大に努めるなどの注意喚起の徹底を図った。 また、不審者被害の未然防止に向け、年３回、計６日の市内一斉巡回活動を行うとともに、各校がＰＴＡ，町会，地域パトロール隊と連携し、独自に見まわりや街頭啓発等を行った。
成果・課題等
≪成果≫ 不審者情報をメールで知らせる不審者防犯システムの登録者は、平成２２年度の３，１００名から平成２３年度は３，５００名と４００名増加した。 児童生徒の不審者被害件数は１６件で、前年度比＋１件となっている。 ≪課題≫ 不審者被害件数は減少傾向のまま推移しているものの、実害をともなう悪質な被害が複数件発生しており、今後も、警戒が必要である。
今後の展開の考え方
不審者対策については、引き続き、メールで情報を知らせる不審者防犯システムによる注意喚起に努めるとともに、地域パトロール団体等と連携した一斉巡回活動等により抑止効果の向上を図るとともに、各学校における、防犯訓練等の実施により、児童生徒の危機回避能力、危険予測能力の育成を図る必要がある。

●担当課

「指導班」

重点施策
第２　安心・安全に学べる教育環境の整備について
点検・評価項目
９　いじめ問題について
平成２３年度の取組状況
いじめの未然防止・早期発見に向け、各校においては年に３回以上のアンケート調査を実施し、現状の把握と課題の解決に努めた。また、教職員対象のいじめ・不登校対策会議において、各校の取組状況や課題等を共有し、家庭との連携や小・中学校間における連携のあり方等について協議を深めた。 また、平成２３年度よりむろらん子どもサミットを開催し、児童生徒自身がいじめの問題について考えたり、各校の仲間づくりの取組の交流を行った。
成果・課題等
≪成果≫ いじめの認知件数は平成２３年度６５件と、昨年から大幅に減少した。調査方法が若干変更したことや、各校における未然防止、早期発見、早期に対応によるものと考えられる。 ≪課題≫ 中学校１学年におけるいじめの認知件数が２７件と全体の４２％を占めており、入学時の集団不適応と併せ大きな課題である。
今後の展開の考え方
いじめの問題の未然防止及び早期発見・早期対応については、全校においていじめ調査を年３回以上実施するとともに、指導の状況とその経過などについてきめ細かな状況把握と関係機関との連携に努めるとともに、特に中学校１年生における、望ましい人間関係づくりについて指導や取組の徹底が必要である。

●担当課

「指導班」

重点施策
第２　安心・安全に学べる教育環境の整備について
点検・評価項目
１０　不登校や虐待の問題について
平成２３年度の取組状況
不登校問題については、教職員対象のいじめ・不登校対策会議において、各校の取組状況や課題等を共有し、家庭との連携や小・中学校間における連携のあり方等について協議を深めた。 教育委員会としては、月３日以上の欠席児童生徒の把握を行い、各校と訪問アドバイザーらが連携して不登校傾向の児童生徒の支援に努めた。 また、新しい試みとして、「むろらん子どもサミット」を開催し、全小・中学校の代表児童生徒が一堂に集い、誰にでも居場所がある学校づくりを児童生徒自らが推進していくきっかけとなるよう、各校における仲間づくりの取組の交流等を行った。 虐待問題については、その疑いの件数は増加傾向にあり、学校等からの情報提供を受け、室蘭市要保護児童対策地域協議会（※注１）とも連携を図りながら、ケース会議の実施や児童相談所への相談や通告を行った。 また、訪問アドバイザーにより、不登校児童生徒への家庭訪問時に虐待を疑われるケース等の把握に努めた。
成果・課題等
≪成果≫ 不登校生徒数は平成２３年度７９名と昨年度と比べ１２名減となっており、各校における早期支援の実施及び関係諸機関と連携した対応等の効果と考えられる。 虐待問題については、学校で認知された疑いのある件について、室蘭市要保護児童対策地域協議会における協議や個別支援会議の中で、実態把握及び具体的支援方法を確認し実施した。また、虐待の疑いのある件については全て、児童相談所へ情報提供を行った。 ≪課題≫ 不登校児童生徒数は、平成２２年度に比べ減少はしているものの、依然として、特に小学校段階における不登校児童数の割合が多くなっている。 虐待については、ネグレクト傾向の家庭が多く見られ、保護者の養育力不足が懸念される。
今後の展開の考え方
不登校問題については、引き続き、早期発見、解決に向けて、学校及び関係機関の連携を図るとともに、平成２３年度より実施している「むろらん子どもサミット」を継続し、児童生徒自身が、「誰にでも居場所がある楽しい学校づくり」を進めていくきっかけとする。 虐待については、学校職員は、虐待の疑われるケースについて、その確証が無くても、報告の義務があることについて、繰り返し周知して早期発見に努めるとともに、訪問アドバイザーよる家庭訪問時においても、ネグレクト等の疑いのあるケースについて把握し、個別支援会議等で情報提供をするなどして、家庭状況の確認を行う必要がある。

●担当課

「指導班」

※注１　室蘭市要保護児童対策地域協議会とは、民生委員、保育所、健康づくり課、青少年課、校長会、保護課、幼稚園、保健所、児童相談所、子ども発達センター、人権擁護委員、警察署、教育委員会の代表者により組織された協議会

重点施策
第２　安心・安全に学べる教育環境の整備について
点検・評価項目
１１　心に寄り添う生徒指導について
平成２３年度の取組状況
非行などの問題行動の防止に向け、薬物乱用防止教室や防犯教室、ネット使用に関わるマナー教室、保健体育科における性に関する指導等を実施するとともに、問題行動等発生時だけでは無く、日頃からの生徒との触れあいを多くするなどして、個々の児童生徒理解に努めた。
成果・課題等
＜成果＞ 各種防犯教室等の実施や日常からの教師と児童生徒の関わりの深化により、生徒指導上の大きな問題行動はごく少なく、児童生徒は、おおむね落ち着いた学校生活を送ることができていた。 ＜課題＞ 携帯電話やインターネットの普及等により学校間での交流が増加し、それに伴い、非行問題についても複数の学校にまたがってのケースが見られている。
今後の展開の考え方
児童生徒の問題行動等の発生を未然に防止し、全ての児童生徒の健全な成長を促すためには、各種防犯教室等の実施だけではなく、個々の児童生徒の発達状況を踏まえた、教職員による適切な指導や援助が必要であることから、引き続き、学校の教育活動全体を通じて、積極的な生徒指導を展開していく必要がある。 また、問題行動等発生時においては、学校と保護者、地域、関係機関が連携しての指導や支援の充実を図る必要がある。

●担当課

「指導班」

重点施策
第２　安心・安全に学べる教育環境の整備について
点検・評価項目
１２　学校での事故対応等について
平成２３年度の取組状況
各学校においては、体育活動中、登下校中、行事中等あらゆる場面における事故を未然に防ぐため、教職員への研修や指導を実施するとともに、万が一、事故等が発生した際の対応について、学校危機管理マニュアルの見直しや全教職員の周知徹底を行った。
成果・課題等
平成２３年度における学校事故については、児童生徒の命に重大な危険を及ぼすようなケースは発生しなかったものの、登校中の交通事故や行事中の負傷事故等、重大な事故につながりかねない事案も発生している。 事故発生後の対応については、各校において、状況に応じた対応を図ることにより、保護者等からは概ね理解を頂いている。
今後の展開の考え方
学校事故の範囲は多岐にわたり、その種類毎に適切且つ迅速な対応が求められることとなり、教職員の研修は絶えず行っていかねばならないものと考える。 本来、学校は安全であり、その安全性から児童生徒、保護者の皆様には安心感を与えることとなり、最終的には学校への信頼へと繋がっていくものであることから、学校事故の未然防止の徹底を図るべく、施設の安全管理、教職員の研修、児童生徒への安全指導の徹底を図っていく必要がある。

●担当課

「指導班」

重点施策
第２　安心・安全に学べる教育環境の整備について
点検・評価項目
１３　学校を地域が支える体制づくりについて
平成２３年度の取組状況
平成２２年度に終了した港北中学校区をモデル地区に指定した学校地域支援本部事業での成果と課題を踏まえ、各校においては、これまでに築き上げてきた地域や町内会との連携を引き続き継続し、具体的な支援として、登下校時の見回り活動、学校花壇や施設の整備、本の読み聞かせ、地域人材や施設等を活用しての総合的な学習の時間の実施等を頂いた。
成果・課題等
≪成果≫ 登下校時の見回り活動等、児童生徒の安心安全を守る取組により、交通事故や不審者被害の未然防止及び児童生徒の安全意識の高揚を図ることができた。 また、地域の方々と児童生徒が直接接する機会を設定することで、児童生徒の情操面に与える効果も大きかった。 ≪課題≫ 地域の人材等を活用しての授業等の実施等、教育課程内における支援について、平成２４年度には小・中学校ともに新学習指導要領が完全実施となることから、地域の支援をどのような形で学校教育に取り込んでいくかを十分に検討する必要がある。
今後の展開の考え方
児童生徒の安心・安全の確保については、各中学校区毎に設立されている、「子どもの安心安全を守る推進協議会」や地区独自の組織等、既存組織を活かしながら、学校を軸とした保護者や地域、関係機関の連携のもとに推進していく必要がある。

●担当課

「指導班」

重点施策

第２　安心・安全に学べる教育環境の整備について

点検・評価項目

１４　子どもの安心・安全を地域で守り育てる体制の整備や啓発活動について

平成２３年度の取組状況

青少年健全育成推進協議会・保護司会・小中学校教護会等の地域関係団体と連携し、大型店、遊技場、地域内の巡回補導や、祭典・イベント時において巡回補導を実施し、地域と一体となった活動を通して青少年の非行防止に努めた。

胆振西部６市町と小中高校、警察、関係機関で構成している「胆振西部青少年補導連絡協議会」による祭典・イベントでの合同補導、列車添乗による広域補導を行った。

犯罪や非行のない明るい社会づくりを進める啓発活動「社会を明るくする運動」を保護司会との連携により実施した。

平成２２年「子ども・若者育成支援推進法」の施行に伴い、本市では、ひきこもり、ニート、不登校等の子ども・若者の抱える問題の深刻化へ対応するために、青少年問題の総合的審議機関である「室蘭市青少年問題協議会」を改編し、福祉の分野に知見を有する委員を新たに委嘱するなど、これらの問題について審議できるように体制を変更した。

成果・課題等

＜成果＞

地域関係団体との補導活動、胆振西部青少年補導連絡協議会による広域連携、社明運動の推進などにより、地域と一体となった非行の未然防止への取り組みを実施した。

青少年問題協議会の改編により、ひきこもり、ニート、不登校等の子ども・若者の抱える問題について、各分野の関係機関、学識経験者による審議ができるようになった。

＜課題＞

巡回補導に従事する補導委員の高齢化が進んでおり、委員の確保が困難となっている。

ひきこもり等の子ども・若者の抱える問題は複雑・多様化しているため、現況の把握が困難であること、その解決には長期の期間を要するなどの課題が多い。

今後の展開の考え方

子どもの安心・安全を図る体制整備のため、各関係団体と一層の連携を強め、啓発活動の推進を図るとともに、補導委員の確保を図るために関係団体への働きかけを進めたい。

ひきこもり対策については、青少年問題協議会に適宜情報を提供して審議をいただき、この問題に対する本市の対策について検討を進めていきたい。

●担当課

「青少年課」

重点施策
第２　安心・安全に学べる教育環境の整備について
点検・評価項目
１５　放課後の児童対策について
平成２３年度の取組状況
子どもの放課後の居場所づくりについては、児童クラブ５箇所、スクール児童館１０箇所、児童館２箇所、児童センター４箇所において実施した。 知利別スクール児童館においては登録児童の増加に対応し、余裕教室を確保してクラブ室を増設した。また、八丁平地区児童クラブについては、旧町会会館から旧室商会館へ移転し、学校から当該施設までは、バスを運行して児童の安全を確保した。 学校適正配置計画に基づく学校統合に対応する放課後児童対策施設の整備の方向性及び児童クラブ・スクール児童館・児童センター・児童センターの４形態で行っている施設運営の対象学年、指導員配置等の課題整理を行い、市議会総務常任委員会に報告をした。
成果・課題等
＜成果＞ 放課後の児童対策を陣屋小学校、喜門岱小学校を除く小学校校区で実施するとともに、状況に応じた施設の増設、移転を行い、放課後児童対策施設の充実を図った。 ＜課題＞ 学校統合による放課後児童対策施設の確保について検討を行わなければならない。また、平成２３年度から小学校新学習指導要領の本格実施により授業時数が増加されたことに伴う影響調査を行う必要がある。
今後の展開の考え方
学校の統合時期に合わせて、放課後児童対策施設の確保に向けた具体的な対策の検討を行いたい。また、放課後児童の安心・安全な居場所を確保するため、新学習指導要領の本格実施に伴う利用状況の分析を行い、対象学年、指導員配置等について総合的な検討を行いたい。

●担当課

「青少年課」

重点施策

第２　安心・安全に学べる教育環境の整備について

点検・評価項目

１６　学校給食について

平成２３年度の取組状況

１．安心・安全な学校給食を提供するための取組

①　学校給食に使用する生鮮食材は、品質と安定的な確保を維持するとともに、極力国内産及び道内産を利用することに努め、加工食品についても産地証明書等により食材の安心・安全な確保に努めた。

　また、東日本大震災による原発事故に伴う放射性物質の食材に対する影響についても、産地で定期検査が実施され、国が定めた規制値を超えたものが流通しない仕組みとなっているため、食材の安全性は確保されていると判断している。

②　地産地消の観点から、旬の時期には西胆振で生産された生鮮食材を使用しており、年に２回は西胆振産を中心とした給食メニューを提供し、地域の農水産物の生産に関する理解を深めさせた。

③　学校給食衛生管理規準を遵守するため、調理備品のうちＬ型搬送車・調理台をドライ仕様とし、手洗い設備も温水対応さらに包丁やまな板専用の消毒保管庫の購入など更新を行い、安心・安全な学校給食の提供に努めた。

２．学校給食費の滞納対策等の取組

①　滞納対策として、電話督励や戸別訪問による納付相談などの実施に加え、連絡等反応のない滞納者に対して、法的措置の実施など滞納解消に向けた取組みを実施した。

②　児童生徒の保護者に対して一層の納付啓発を図る観点から「学校給食センターだより」を年３回発行、小中学校長へは「学校だより」への納付啓発の記事掲載を依頼するとともに、口座振替の推進及びコンビニ納付書による納付促進にも努めた。

３．学校給食センターの調理等業務委託の取組

①　平成２４年度実施に向け、１０月に受託業者募集を開始、１１月に選定委員会を開催し業者選定を行い、平成２３年第４回市議会定例会において承認を受け、１２月に選定業者と契約を締結した。

４．学校給食センターの耐震診断の取組

①　室蘭市耐震改修促進計画に基づき耐震診断を実施した。

成果・課題等

≪成果≫

・安心・安全な食材の安定的な確保と選定を図るとともに、学校給食衛生管理基準のより一層の徹底を図るため、調理備品の更新に努めた結果、学校給食の安全性の確保が図られた。

・調理等業務委託の実施のため、選定業者と引き継ぎを開始し、実施に向け準備が図られた。

・耐震診断の結果、一定の耐震補強工事が必要とされたため、平成２４年度実施設計、平成２５年度補強工事を行うことが議会で承認された。

≪課題≫
・食材の安全性が強く望まれていることから、安心・安全な食材の確保に向けた取組みをこれまで以上に行なう必要がある。
・学校給食費滞納者へ法的対応を含み取組を継続しているが、収納率の向上を図るため、催告書の早期交付など更なる収納対策を行う必要がある。
・学校給食衛生管理基準の遵守のため、一部施設内の改修を行い、ドライ運用化の徹底を図る必要がある。

今後の展開の考え方

・安全な食材を確保し、児童生徒に安心・安全で美味しい給食の提供に努めて行く。
・衛生管理の徹底のために必要な施設改修については、予算要求をするなど取り組んでいく。
・給食費納入の公平性を確保するうえからも、日々の督励行為を行うとともに法的対応の取組を強化していく。
・調理等業務を民間委託することに伴い、事業の円滑化を図るため、受託業者との協議を強化し、衛生管理の徹底に努めていく。
・耐震診断結果に伴い、実施設計を含み補強工事などに取り組んでいく。

●担当課

「学校給食センター」

重点施策
第２　安心・安全に学べる教育環境の整備について
点検・評価項目
１７　学習環境の整備について
平成２３年度の取組状況
第２期学校適正配置計画に基づき、平成２４年４月開校予定の「桜蘭中」（蘭東中と向陽中）は、昨年から継続の校舎棟増築工事は平成２３年６月完成となり、グラウンド等の外構整備は平成２３年９月に着手し、平成２４年３月に完成となり、開校を迎えるばかりとなった。 平成２５年４月開校予定の「室蘭西中」（港南中と北辰中）は、平成２３年７月に校舎棟と体育館棟の建設工事に着手した。 平成２７年４月開校予定の「中央・港南地区統合小」（絵鞆小と桜が丘小と旧常盤小と武揚小）は、平成２４年３月に基本設計を完了した。
成果・課題等
≪成果≫ 桜蘭中は全ての工事が完了した。続く室蘭西中、中央・港南地区統合小も着実に統合準備が進んでおり、計画に基づく児童生徒の教育環境の整備・充実が図られてきている。 ≪課題≫ 平成２７年度までの統合が決まっている地区については、開校に向けたスケジュールに基づき所要の準備を確実に行っていく。 「第３期学校適正配置計画」の対象地区について、順次、統合推進協議会の設置に向け、地区の学校・保護者・地域と協議を進めていく。
今後の展開の考え方
「第２期（～平成２７年度）」及び「第３期（平成２８～３２年度）」の学校適正配置計画に基づき、保護者・地域の理解を得ながら、子ども達の教育環境の向上を図っていく。

●担当課

「総務課〔施設適正配置〕」

※注１　第３期学校適正配置計画とは、平成８年に策定した「第１期適正配置計画」、平成１７年に策定した「第２期適正配置計画」に引続き、「港北・本輪西地区（高平小、本輪西小）」、「蘭北地区（陣屋小、本室蘭小、白鳥台小）」、「東明地区（高砂小、水元小、知利別小）」の３地区の方向性と天沢小と大沢小の編入統合の考え方をまとめた「第３期学校適正配置計画」を平成２３年３月に策定。

重点施策

第３　生涯学習の推進について

点検・評価項目

１８　社会教育の推進について

平成２３年度の取組状況

「自立・協働・創造する人づくりのまちとしての社会教育の振興」を図るため、「室蘭市社会教育振興計画（平成２０～２９年度)」を策定し、その中で生涯各期の学習活動推進、文化芸術・スポーツ活動の推進、社会教育施設の条件整備の３つの区分に９つの目標と２７の推進方向を設定した。

その実施計画である「室蘭市社会教育前期推進計画（平成２０～２２年度)」が平成２２年度で完了したことから、その評価を基に、新しい公共の概念に基づく市民協働や指定管理者制度による施設管理、西胆振６市町による西胆振定住自立圏、社会教育施設の耐震診断や学校の適正配置など新たな状況に対応する９１事業からなる「室蘭市社会教育中期推進計画（平成２３～２５年度)」を策定した。

また、平成２３年度実績について、社会教育委員の意見を聴きながら、全９１事業の見直しを行った。

成果・課題等

≪成果≫

「室蘭市社会教育中期推進計画（平成２３～２５年度)」を策定しその平成２３年度実績について平成２０～２２年度の平均値を基準に独自に作成した参考数値との比較を行った結果、

参考数値を上回った事業は「幼稚園・保育所・小学校の親と教育・保育職員の集い」や「読み聞かせ」等６事業（6.6%）となった。

また、参考数値と同数や参考数値を設定することの難しい事業は「地域家庭教育セミナー」や「男女共生セミナー」、「団体活動支援」等７２事業（79.1%）となった

さらに、参考数値を下回った事業は「仕事と家庭の両立支援」等１４事業（15.4%）となった。

≪課題≫

参考数値を下回った事業については、継続的な事業の開催等の課題があり、事業形態の見直し等を行っていく必要がある。

今後の展開の考え方

参考数値を下回った事業について社会教育委員の意見を取り入れつつ、課題の解消に向けた取り組みを進めるとともに、引き続き、社会教育振興計画の基本方針に基づいた社会教育の推進に努める。

●担当課

「生涯学習課」

重点施策

第３　生涯学習の推進について

点検・評価項目

１９　文化振興について

平成２３年度の取組状況

文化振興につきましては、北海道立近代美術館の「ぐるっと美術館地域推進事業」を活用し、ぐるっと美術館－北海道立近代美術館コレクションによる＜北海道美術の精華４０選＞室蘭展－を 10 月８日から 10 月 16 日まで継続して９日間開催した。期間中の入館者は１，５０８人、一日平均１６８人となり、大勢の人が鑑賞した。また、北海道立近代美術館学芸員による作品解説や、高校生等への美術鑑賞入門講座も行いアンケート調査から「作品の説明が分かりやすく興味深かった。」等の意見が多数あり、回答者の８２．３％が満足との結果を得た。

登別市･伊達市と連携し実施している三市合同文化事業においては、8 月 7 日に演劇「おもいのまま」を室蘭市文化センターで実施した。座席販売数９３５に対し、８５８人が入場した。また、三市内に所在する高等学校演劇部の部員を招待し４２人が鑑賞した。実施後のアンケート調査からも回答者の８９．１％が満足したとの結果を得た。

歴史的遺産を大切にする取り組みでは、平成１９年度から本市の外海岸を国指定の名勝とすることに取り組んできたが、平成２４年１月に文部科学省告示第１２号にて「名勝ピリカノカ絵鞆半島外海岸」と指定され、「国民共有の財産」として保護して行くこととなった。これを受け名勝のパンフレットを作成し、道内関係機関や、市内の公共施設に頒布し市民への周知を図った。また、史跡東蝦夷地南部藩陣屋跡モロラン陣屋跡においては国庫補助及び道の交付金を受け、排水施設の整備や、境界標の改修とそれらに伴う遺構調査を実施し、文化財の保護と継承に努めた。

縄文文化の保護と活用では、道内のネットワークである縄文のまち連絡会に加盟し、縄文データベースを作成した。また、学芸員が市内小学校へ出向き行った縄文出前講座や、新聞への縄文文化の連載など多様な事業に取り組み、市民意識の啓発に努めた。さらに、民俗資料館の利用促進には、魅力ある展示や活動の充実のために、基礎資料の点検・整理を重点的に行った。

成果・課題等

≪成果≫

ぐるっと美術館－北海道立近代美術館コレクションによる＜北海道美術の精華４０選＞室蘭展－の入館者は１，５０８人、一日平均１６８人となり、入館者は北海道美術の代表作を鑑賞し、北海道美術の理解を深める貴重な機会となった。また、三市合同文化事業においても、全国的に展開した斬新な演劇作品を地元で鑑賞する機会となった。

特に次代を担う高校生の展覧会の鑑賞や観劇は、若い世代の文化振興育成の良い機会となった。

さらに、歴史的遺産を大切にする取り組みでは、本市の外海岸が名勝ピリカノカ絵鞆半島外海岸として国指定の名勝となり、パンフレットを作成し市民周知に努めることができた。また、史跡東蝦夷地南部藩陣屋跡モロラン陣屋跡の整備を行い保護に努めることができた。

縄文文化の保護と活用では、多様な事業に取り組み市民意識の啓発を図り、さらに、民

俗資料館の利用促進には、魅力ある展示の充実のために再調査資料の点検・整理を重点的に行い、収蔵陳列室の整理と保存のための取り組みを着実に進めることができた。

≪課題≫

本市の文化振興に向けて、多様な文化芸術活動を行っている文化団体と連携のもと、今後とも連携や情報交換等の協議を重ね、文化事業を推進することが求められる。

本市には国指定の文化財や市指定文化財等が所在し、永年保存が求められているため、適切な管理方法等について検討する必要がある。

今後の展開の考え方

平成２４年度は、室蘭市開港１４０年・市制施行９０年の記念の年であることから、例年の文化事業を始め、記念の年にふさわしい文化の薫りあふれる事業を、市民団体等の関係団体とネットワークを広げて各種事業に取り組んでいく。

国及び市指定文化財については、末永く保存継承するために、定期的なパトロールや経年変化による劣化の進行を抑えるなど適切な維持管理や、広く市民へ文化財を周知する事業に取り組んでいく。

●担当課

「生涯学習課〔文化振興〕」

重点施策

第３　生涯学習の推進について

点検・評価項目

２０　読書活動推進について

平成２３年度の取組状況

【図書貸出サービスの向上と読書活動推進】
　図書館貸出サービスの向上では、市民ニーズを参考に新刊本や貴重な図書などを購入し蔵書の充実を図ったほか、室蘭・伊達・登別の３市図書館による相互の図書の貸出・返却の共同運用が開始され、図書館サービスの一層の拡大を図った。

　読書活動の推進では、子どもの読書環境整備の取組として、おはなし会・英語のおはなし会や赤ちゃんライブラリーを毎月開催した。
　また、年２回の読書週間では、図書館ボランティアの協力によるおはなし会など各種行事を開催したほか、図書館ボランティア養成のための読み聞かせ講座を開催した。
　さらに、健康づくり課（現健康推進課）と連携して離乳食教室では、母親と赤ちゃんを対象に絵本の読み聞かせを隔月で行い読み聞かせの意義や大切さを話したほか、小中学校と連携した選定図書目録の作成と配布、読書感想文の募集と表彰及び感想文集の発行、読後感想討論会などを開催した。

　ふくろう文庫等（※注１）の寄贈文庫については、寄附者の意向に沿って市民の読書普及を図っているほか、ふくろう文庫の蔵書公開では、ふくろう文庫の会員ボランティアのご支援も得て市民の利用促進を図っている。

【港の文学館】
　港の文学館では、室蘭市の芥川賞作家で名誉市民の八木義徳氏の生誕 100 年記念事業として記念講演会及び特別展示等を実施したほか、室蘭市にまつわる貴重な文学資産等の展示を行った。

成果・課題等

≪成果≫
【図書貸出サービスの向上と読書活動推進】
　図書館の蔵書は２２万５千冊と充実したほか、図書館システムの３市共同運用に伴い図書貸出サービスの更なる向上を図ったほか、各種の行事等の開催により、約７万人の図書館利用人員を維持した。

【港の文学館】
　港の文学館については、八木義徳生誕１００年記念事業の実施に伴い、地元文学への周知と理解をより一層深めることができ、利用者人員についても２千人台を維持した。

≪課題≫
【図書貸出サービスの向上と読書活動推進】
　魅力ある図書の充実と、情報化時代に対応した図書館サービスの更なる充実を図り、早い時期から本に興味をもって貰うための読み聞かせなどに取り組み、今後とも読書活

動の推進を図る必要がある。
　また、耐震診断後の図書館本館のあり方については、継続して現施設を使用する考え方を示しており、実施に向けた具体的な取組方策を示す必要がある。

【港の文学館】
　室蘭市は３人の芥川賞作家を輩出している文化の薫り高い地域であり、港の文学館には貴重な文学資料が保存・展示されていることをさらに発信していく必要がある。
　また、耐震診断結果を受けて施設の移転先を検討する必要がある。

今後の展開の考え方

【図書貸出サービスの向上と読書活動推進】
　市民ニーズに対応した魅力ある図書の購入と併せて、特に、乳児への読書推進として、４ケ月児健診の健診会場で、お母さんに赤ちゃんと一緒に絵本の楽しみ方を知ってもらうためのブックスタートを新たに実施するとともに、子どもの読書活動を推進するための読み聞かせ技術の向上を図るための図書館ボランティアの養成講座を開催する。
　なお、平成２４年度から第２次室蘭市子どもの読書活動推進計画を施行し、室蘭市のすべての子どもがあらゆる機会と場所で自主的に読書活動ができる環境整備を図ることを基本理念として同推進計画（平成 24～28 年度）を推進する。
　また、図書館本館の施設整備に向けた具体的な取組方策を平成 24 年度中に示す。

【港の文学館】
　平成２４年度は室蘭市開港１４０年・市制施行９０年の記念の年であることから、港の文学館特別企画展として「三浦清広」の特別展示や朗読会などを開催し、地域・学校等への一層の地元文学への周知と理解を図り、施設の利用促進を進める。
　また、耐震診断結果を受けて施設の移転先を検討する必要がある。

●担当課
「生涯学習課〔読書活動推進〕」

※　注１　ふくろう文庫等とは、平成１１年１２月、現在の「ふくろうの会」が、市民から人生の節目や出来事の記念に寄附を受け、山下ふくろうの会顧問が、美術書や画集、写真集など、貴重で高価な手に入りにくい図書を中心に銭書し、図書館に寄贈され現在に至っている。
　また、現在、図書館では、市民の皆様からのご寄附等により、ロータリー文庫や加藤文庫など、１６種類の文庫を管理し、読書普及を図っている。

重点施策

第３　生涯学習の推進について

点検・評価項目

２１　男女平等参画社会の形成について

平成２３年度の取組状況

男女が対等なパートナーとして、あらゆる場所でその個性や能力を十分に発揮できる社会の実現を目指し策定した、「室蘭市男女平等参画基本計画」（平成１６年度～２５年度）に基づき、男女平等参画社会の形成に向け情報提供や講演会、また、女性リーダー育成事業等を実施した。

【男女平等参画社会の実現に向けた情報提供】

情報提供事業では、男女共同参画社会基本法や女性の権利等について情報誌「アバンセ」を市民公募した編集委員と年２回合計１万３千部を作成し、町会・自治会、事業所、関係機関等に配布した。

【男女平等参画社会の実現に向けた講演会等の取り組み】

講演会等の開催では、「室蘭市男女共生セミナー」を市民公募した運営委員と年６回開催し、延参加者２７９人となった。

また、プラザ利用団体と共催により、国の男女共同参画週間(６月２３日～２９日)に、男女平等参画プラザ祭と男女共同参画週間記念フォーラムを開催したほか、札幌で開催された女性プラザ祭に希望者を募り参加した。

【女性リーダーの育成】

女性リーダーの育成では、室蘭・登別・伊達の３市が市民公募により９人（１市３人）の参加者を選考し、埼玉県（嵐山町）の国立女性教育会館等に派遣した。全国各地における女性の社会参加の取り組みや地域活動・学習活動の実践例について研修を受け、研修後に、研修成果を発表するための報告会を開催した。

成果・課題等

≪成果≫

【男女平等参画社会の実現に向けた情報提供】

男女平等参画情報誌「アバンセ」を町会・自治会や事業所、関係団体に広く配布することにより、男女平等参画社会への理解と関心を高めることができた。

【男女平等参画社会の実現に向けた講演会等の取り組み】

講演会等の終了後に実施したアンケート調査の結果から、社会の慣習・慣行にとらわれることなく、お互いの人権を尊重しつつ個性と能力を発揮して自分らしく生きやすい社会を目指すため、男女平等参画社会への理解が深まったとの高い評価が得られた。

【女性リーダーの育成】

女性リーダーの育成では、三市合同女性国内派遣研修報告会において、参加者からは、男女平等参画社会を視野に入れた女性リーダーとして研修成果を、今後の地域づくりや団体活動等に活かしていきたいとの報告がなされた。

≪課題≫

【男女平等参画社会の実現に向けた情報提供】

情報紙「アバンセ」について、より多くの人へと情報発信するために、目を引くレイアウトや内容等、紙面の充実を図る必要がある。

【男女平等参画の実現に向けた講演会等の取り組み】

各種講演会等への参加者の固定化が見られるほか、男性の事業参加が低いのが課題である。また、男女平等参画社会の実現には、育児や介護などの福祉部門などとの連携を強化する必要がある。

【女性リーダーの育成】

審議会・委員会等における女性登用率が２１．０％と目標値である３０％に達していない他、町会・自治会長、PTA 役員における女性の割合が町会・自治会長７．９％、PTA 役員７．３％と低い割合になっている。

今後の展開の考え方

【男女平等参画の実現に向けた情報提供】

今後とも、市民公募による編集委員と共に市民に親しまれやすい紙面内容となるよう創意工夫を行い、男女平等参画社会に向けて継続して情報発信をしていく。

【男女平等参画の実現に向けた講演会等の取り組み】

市民公募による運営委員とアンケート結果に基づき市民ニーズの高い、時代のトレンドにあった講演会等を開催していく。また、家庭教育セミナーの中で父親の参加しやすい休日開催を継続する。

【女性リーダーの育成】

各種施策の政策・方針を決定する各種審議会と委員会、及びまちづくりに係る町会・自治会長や PTA 役員における女性登用率の増加に向け各関係団体に協力を要請していく。

●担当課

「生涯学習課〔男女平等参画推進〕」

重点施策

第３　生涯学習の推進について

点検・評価項目

２２　スポーツ振興について

平成２３年度の取組状況

【スポーツに親しむ機会の拡大】

- スポーツ大会等の開催では、市民大運動会（むろらんピック）に８５０名参加したほか、市内競技団体が開催する各種スポーツ大会へ２７件助成した。また、市民のスポーツに対する意識の高揚を図るため女性スポーツサークルには１，３８２名が参加し、ジュニアスポーツ教室には２３８名が参加した。さらに、夏休み期間に１６日間開設した電信浜児童遊泳場には延べ２，８５５名が来場した。
- 障がい者スポーツ振興では、障がい者ニュースポーツ交流会（ニュースポーツフェスティバル）やスポーツを楽しむ会に多くの障がい者が参加した。
- 三市スポーツ交流大会では、登別市、伊達市と三市交流陸上競技大会を開催し三市の小学生が２５６名参加した。
- 市立小中学校体育施設開放では、小学校１７校、中学校３校の体育館を開放し７３，８７７人が利用した。
- スポーツ大会参加奨励では、全国大会等へ出場した６団体、個人４８名に対し旅費を助成した。
- 地区住民のスポーツ振興を図るため市内１９地区の地区スポーツ振興会へ助成した。

【大会や合宿の誘致】

全道大会規模の競技会開催に２５件助成したほか、合宿等３５団体を誘致し延べ１，５５７名が参加した。

【施設整備】

入江温水プールは蓄熱槽及び配管等の改修、祝津テニスコートはコート及びフェンス等の改修を行うなど、いずれも老朽化による施設整備を実施した。

成果・課題等

≪成果≫

【スポーツに親しむ機会の拡大】

市民の体力づくりや健康増進に向け、スポーツに親しむための各種スポーツ教室・サークルなど、市民ニーズに沿った事業展開ができた。

また、小学校の統合による学校体育施設の開放数の減少に伴うスポーツ施設の減少に対応し、中学校開放や看護専門学院体育館、保健センター体育館をスポーツ施設として一般に開放している。

【大会や合宿の誘致】
　入江陸上競技場を利用した全道規模の大会の誘致および合宿の誘致に成果があった。

【施設整備】
　老朽化の進行した体育施設の改修・整備を適宜実施することにより、市民が安全にスポーツを親しむ場を提供することができた。

≪課題≫
【スポーツに親しむ機会の拡大】
　小学校の統合により学校体育施設の開放校が減少するためスポーツ利用施設の確保が必要である。

【大会や合宿の誘致】
　全道規模の大会が開催される体育館については、安全確保のため耐震補強若しくは建て替えによる対応が必要である。

【施設整備】
　体育館などの利用者が多く老朽化が進行している体育施設の再整備が課題である。

今後の展開の考え方

【スポーツに親しむ機会の拡大】
　小学校統合による学校体育施設の開放校の減少に対応するため、今後も、学校統合に併せて、中学校の計画的な開放や閉校体育館の活用し、市民がスポーツに親しむ場の提供を図る。また、閉校後の学校グラウンドについては、利用者ニーズを把握しながら野球、サッカー等の練習グラウンドとして利用するなどの跡地活用を検討する。

【大会や合宿の誘致】
　今後とも、全道大会や合宿の誘致に努めると共に、平成２３年度の体育館耐震診断の結果を受け、耐震補強又は建て替えなど今後の方向性を示す。

【施設整備】
　平成２４年度に体育館の耐震化の方向性を示すほか、必要により老朽化が目立つ体育施設の整備や備品更新等を行い利用者の安全確保に努める。

●担当課
「生涯学習課〔スポーツ振興〕」

Ⅲ　学識経験者の意見

１　意見提出者

地教行法第２７条第２項の規定による教育に関し学識経験を有する者の知見の活用については、教育委員会が行った点検及び評価の結果に関し意見や助言をいただくこととしました。

このことにより、点検及び評価の客観性を確保するとともに、いただいた意見等については、今後の施策、事業等の展開に活用していきます。

次の５人の方から意見等をいただきました。

長　坂　晃　也　　氏（室蘭市退職校長会会長）
木　山　春　生　　氏（室蘭市退職校長会副会長）
馬　場　一　憲　　氏（室蘭市退職校長会副会長）
松　岡　健　一　　氏（室蘭市社会教育委員の会委員長）
亀　田　正　人　　氏（室蘭市社会教育委員の会副委員長）

２　点検及び評価に関する意見

第１　「生きる力」を育成する教育の推進

１　「確かな学力」の向上（指導班）

「確かな学力」の向上については、「学力向上基本計画」に基づいた授業改善や学習・生活習慣の醸成などの取組を進めていただくとともに、本市独自の学力調査を継続して実施し、児童生徒の学力や生活状況を分析しながらその成果と課題を明確にし、本市の課題を確実に改善するようお願いしたい。家庭における学習・生活習慣上の改善すべき内容を記載した「家庭教育のすすめ」の一層の啓発に努めていただきたい。

また、各学校の研修体制や学力向上の取組の状況に差が生じないよう、引き続き指導主事による指導助言を実施していただきたい。

２　「豊かな心」を育む教育について（指導班）

「豊かな心」を育む道徳教育については、道徳の時間を充実させるとともに教育活動全体を通じて、今後とも子どもたちの心に響く授業や自然体験・社会体験の機会を活かした学習活動を実施していただきたい。また、教師の道徳教育に対する指導力向上に努めていただきたい。

いじめや不登校の問題については、引き続き、未然防止、早期発見、早期解決に向けての体制の確立、教職員の研修に努め、子どもが発するいじめや不登校のサインを見逃さないようお願いしたい。

３　「健やかな体」を育成する教育について（学校教育課　指導班　学校給食センター）

児童生徒に望ましい生活習慣を身につけさせるためには、保護者の協力と理解が必要であるため、保護者との連携を強めていただき、食生活の改善、体力向上、歯の健康維持等の施策を推進していただきたい。また、栄養教諭の食育指導については、低学年へ広げることを検討していただきたい。

「健やかな体」の育成については、体力向上に向けた活動を進めるとともに、食育の改善に向けた取組として栄養教諭のみではなく、他の教職員はもとより保護者、地域との連携による実施に努めていただきたい。保護者に対しては、食育に関心を持ってもらうよう働きかけていただきたい。

今後とも、「早寝・早起き・朝ご飯」運動の啓発と基本的な生活習慣の改善の取組を進めていただきたい。

４　特別支援教育の充実について　（指導班　学校教育課）

障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うコーディネーターの派遣や支援員の配置が充実されたことは評価できる。今後も、引き続き特別支援教育の充実のため、就学前の児童への支援や幼保・小の連携の強化を図っていただきたい。

特別支援教育の充実については、これまで特別支援教育支援員や就学相談員の増員による、きめ細やかな対応がなされているところだが、今後とも個々の児童生徒の状況に応じた対応ができるよう、一層の支援の充実をお願いしたい。

５　特色ある教育活動について　（指導班）

ものづくり体験学習や港ふるさと体験学習等については、関係団体等と連携を密にして、今後も児童生徒が本市の産業や自然について関心を持ち、ふるさとを慈しむ態度を培い、地域社会の一員として誇りと自覚を育んでいただくようお願いしたい。

６　幼児教育の充実について　（学校教育課　生涯学習課）

幼稚園や保育所等との連絡・連携を密にし、義務教育への移行がスムーズに行われるよう、今後とも努力していただきたい。

家庭教育セミナーを通し、学びと育ちを支援し、親子の成長へ貢献していただきたい。

特にセミナー事業推進の中で幼児の正しい生活習慣の形成、そして知徳体のバランスのとれた子どもの成長を図る。また、子育てにおける迷いや苛立ち、ストレスなどの精神的負担を感じている親への適切な学習機会や情報提供等により、家庭の教育力向上に資することを期待する。

７　私学に対する支援について　（学校教育課）

私学では、それぞれ特色のある教育活動を行っており、その役割は非常に大きなものです。子ども達の教育を受ける選択の幅が狭まらないよう、今後とも継続的な財政支援をお願いしたい。

第２　安心・安全に学べる教育環境の整備について

８　不審者対策について　（指導班）

児童生徒の不審者被害件数は減少傾向にあるが、実害を伴った悪質な被害も発生していると聞いている。

今後も、地域安全パトロール隊等と連携した不審者被害抑止のための啓発活動や不審者被害情報メールの周知に努めていただくとともに、児童生徒に対しては、不審者対策の訓練や危機回避能力等の向上を図るようお願いしたい。

９　いじめ問題について　（指導班）

中高生のいじめの問題や自殺が報道に数多く取り上げられていること等から、保護者や地域の方々は、これらの事について、これまで以上に敏感になっているものと考えられるが、いじめの問題については、学校と保護者、教育委員会等関係機関が連携して解決に当たることが重要と考える。

今後も学校と保護者との連携を密にしながら、児童生徒を見守り育てていく体制づくりに努めていただきたい。

１０　不登校や虐待の問題について　（指導班）

不登校問題については、各学校と訪問アドバイザー、家庭が連携し、早期支援を行うことで早期の学校復帰を目指していただきたい。また、各学校においては、明るい学級を目指し、各種活動において望ましい人間関係づくりを推進することで、誰にでも居場所のある学校づくりを進めていただきたい。

虐待の問題については、教職員は、虐待の疑いがある場合については、それを報告する義務があることを強く認識し、児童生徒の観察や支援に努めていただきたい。

１１　心に寄り添う生徒指導　（指導班）

児童生徒の健全な成長には、教職員や保護者、地域の方々らによる適切な指導や支援、評価が不可欠であると考える。各種防犯教室等の実施とともに、日常的に、児童生徒と様々な角度から関わりを持ち、自立の促進や支援、適切な指導・助言、評価に努めていただきたい。

また、問題行動等発生時においては、学校だけで問題の解決を図ろうとすること無く、保護者や地域、関係機関が連携して対応することも重要だと考える。

１２　学校での事故対応等について（指導班）

登下校時や体育の授業、部活動、各種行事等、学校においては、様々な場面における事故の未然防止と事故発生時の迅速且つ適切な対応が必要であることから、危機管理マニュアルの共通理解や安心･安全に係る教職員研修に努めていただきたい。

また、災害等発生時の対応について、教職員の研修はもとより、児童生徒の自助の意識の高揚も重要な視点である。

１３　学校を地域が支える体制づくりの推進（指導班）

本市小・中学校では学校適正配置計画に基づき、小・中学校の統廃合が進められている時期である。統合前の学校が築き上げていた地域とのつながりを統合後も引き継いでいくことにより、統合校には多くの支援が期待される。

地域人材の新たな掘り起こし等と同時に、既存の取組や繋がりを継承していくことの大切さについてもご配意願いたい。

１４　子どもの安心･安全を地域で守り育てる体制の整備や啓発活動について（青少年課）

地域関係団体との連携を一層深め、社会を明るくする運動の推進を図ることにより、地域と一体となった青少年の非行防止に取り組んでいただきたい。

ひきこもり対策は、その実態把握に困難を要することから、青少年問題協議会において学識経験者から意見、提言を求めるなど審議の充実を図る必要がある。

１５　放課後の児童対策について（青少年課）

学校適正配置計画の進展に対応した施設配置の検討や、新学習指導要領の本格実施に伴う影響を踏まえた総合的な放課後児童対策の検討を行うなど、今後とも放課後児童の安心・安全な居場所の確保に努めていただきたい。

１６　学校給食について　（給食センター）

今後とも、安心安全な食材の確保に努めるとともに、施設設備等整備を含む衛生管理の徹底を図り、学校給食の安全性を守るための対策を一層充実させていただきたい。

また、調理等業務の民間委託についても、受託者と実施に向けての協議を十分に行い、一層の衛生管理の徹底を図り、安心安全な給食の提供に努めていただきたい。

地場産物の活用は、子ども達に地域の食文化を伝える等の食育の一環でもあるため、積極的に取り入れていただきたい。

学校給食費の未納者に対しては、負担の公平性を守るため、早期の督励行為や法的対応の取組を強化するとともに、本人の申出による児童手当からの徴収方法も取り入れるなど滞納解消へ努力していただきたい。

１７　学習環境の整備について　（総務課〔施設適正配置〕）

第２期学校適正配置計画に基づき、統合校の開校が予定通りに進んでおり、引き続き、着実に子どもたちの安全と学習環境の整備を図っていくことを希望する。

また、第３期学校適正配置計画では、今後統合スケジュールに合わせ、順次統合推進協議会の設置を行っていくことになると思うが、引き続き、きめの細かい説明・対応を行って、学校・保護者・地域関係者の理解を得ながら、教育環境の整備の推進に向け努力をお願いする。

第３　生涯学習の推進について

１８　社会教育の環境づくりについて　（生涯学習課）

社会教育前期推進計画を踏まえ、新しい情勢変化に対応した中期推進計画を策定し、全９１事業について取り組まれたこと、また、見直しを行われたことは評価できる。

今後も社会教育の推進に向け、引き続き社会教育委員の意見も取り入れつつ事業の見直しを行い、市民の学習ニーズに対応した社会教育の環境づくりを行っていくようお願いする。

１９　文化振興について　（生涯学習課〔文化振興〕）

ぐるっと美術館―北海道立近代美術館コレクションによる＜北海道美術の精華４０選＞室蘭展―の開催は、多くの入館者があり満足度も高く、北海道美術の理解も深まる良い機会となったことは評価できる。

その他の事業でも斬新な演劇公演を開催し、若い世代が多く鑑賞したことは、次代に繋ぐ文化振興育成の一助となり、今後も文化のかおりあふれる室蘭として、多様な文化芸術活動の展開を期待する。

また、歴史的遺産を大切にする取組では、本市の外海岸が国指定の名勝「ﾋﾟﾘｶﾉｶ絵鞆半島外海岸」として指定されたことから、室蘭市を全国的にＰＲし、アイヌ文化への理解と観光の資源となるよう、更なる保護と活用に取り組んでいただきたい。

２０　読書活動推進について　（図書館）

今後とも蔵書図書の充実に当たっては、市民ニーズを反映した蔵書を揃えていただきたい。また、ふくろう文庫に寄贈された貴重な図書等について、市民に広く知っていただくよう様々な媒体を通してPRに努めていただきたい。

また、平成２４年度から平成２８年度の５ヶ年で実施される「第２次室蘭市こどもの読書活動推進計画」が計画どおり推進されるよう期待する。

特に、近年は子どもの活字離れや読書離れが懸念されていることから、未来を担うこどもと本との出会いや読書の奨励、また、親には読書の大切さを啓発するなどの読書推進の取り組んでいただきたい。

２１　男女平等参画社会の形成について（生涯学習課〔男女平等参画推進〕）

今後も市民の男女平等参画に対する意識を高めるため、情報誌の発行や市民のニーズに対応した各種セミナーを開催するなど、広報と啓発活動に努めていただきたい。

また、審議会等の政策・方針決定過程や、まちづくりに関わる分野等への女性登用の促進に向け、引き続き研修や講座の実施、関係機関への啓発活動に取り組んでいただきたい。

２２　スポーツ振興について　（生涯学習課〔スポーツ振興〕）

市民の健康増進や体力づくりに向けた各種スポーツ大会などが行われているが、今後も利用者ニーズを把握しながら魅力ある事業を実施し、各種大会などの誘致にも取り組んでいただきたい。

また、昨年度取得したスキー場等を活用した冬季スポーツの推進にも取り組んでいただきたい。

更には、各施設の老朽化への対応など、今後とも市民が安心・安全に利用できる施設となるように取組を進めていただきたい。

＜参考資料＞

平成２３年度　室蘭市教育行政方針

平成２３年度・教育行政推進の基本方針と重点施策について申し上げます。

本年度は本市教育推進の目標を「２１世紀を切り拓く心豊かで主体的に学びつづける人づくり」といたしました。
この目標を具現化するために、学校教育においては、校長のリーダーシップのもと、教育活動の充実を図り、新学習指導要領の趣旨を踏まえた調和と統一性のある教育課程の編成と実施に努めます。
特に、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成など「生きる力」を育む教育を一層推進するとともに、これからの時代に求められる教育の質的向上に鋭意取組みます。
また、社会教育においては、市民一人ひとりが、生きがいを持って充実した生活を送れる、生涯学習社会の実現が求められております。
そのためには、心のふれあう地域社会や安全で安心して暮らせるまちづくりを基盤に据えた、生き生きと活気あふれる室蘭の教育づくりを進めることが重要です。
今後も学校教育と社会教育が一層の連携協力を図りながら、未来への礎となる教育環境づくりに向けて様々な教育施策の推進を通して、市民の信頼に応える教育行政を進めます。
以下、その施策の概要を申し上げます。

第１の柱は、「生きる力」を育成する教育の推進であります。

「生きる力」の育成のうち、「確かな学力」の向上については、全国学力学習状況調査や本市独自の標準学力調査の結果分析から、一定の学力の向上は見られるものの、小中学校ともに学習内容の習得や学習習慣の改善に課題があることが明らかになっております。
今後においても、児童生徒の学力や学習状況の課題を的確に把握し、指導の改善を図りながら「学力の向上」に努めます。
具体的な取組では、「学習習慣の醸成」や「教師の指導力向上」、「授業改善」における短中期的な考えと効果的な学力向上実践例をまとめた「室蘭市学力向上基本計画」を策定し、学びの中核となる「学校」、その基盤を支える「家庭」、また、人間性や社会性を涵養する「地域社会」がそれぞれの役割を果たすとともに、互いに連携し、社会全体で子どもを守り育てていく教育環境づくりを進めます。
教師の指導力向上と授業改善の具体的な取組みでは、本年度は、本輪西小学校と旭ヶ丘小学校の２校を研究奨励校に指定し、指導方法の工夫改善などの研究実践を行うとともに、新たに学習支援員を配置した学力向上のモデル事業を展開します。
さらに、若手教員の指導力向上を目指す、道教委の巡回指導教員活用事業に取組みます。
本市教育研究所の取組みとしては、教職員の指導力向上を目指した公開授業を開催するほか、各種研修講座の通年実施と保護者・地域も対象としたパイロットスクール公開研究会について、大沢小学校と本室蘭小学校、港南中学校で開催します。
また、平成２４年度から中学校で完全実施される新学習指導要領に伴い、使用する新教科用図書の採択を行います。

次に、「豊かな心」を育む教育については、自他の生命を尊重する心や思いやりの心など豊かな心を育てるために、児童生徒の理解に努めるとともに、自然体験や社会体験の機会を活かしながら、子どもの良さや可能性を伸長させ、人間関係づくりや自己の生き方の自覚を深める道徳教育を教育活動全体を通して推進し、その要となる「道徳の時間」の充実を図ります。

次に、児童生徒の望ましい運動・食事・休養など「健やかな体」を育成する教育については、新体力テストの実施や学校ごとに取組んでいる体力向上に向けた活動を一層推進するとともに、栄養教諭を各学校に派遣し、食育についての特別授業を実施するなど、家庭と連携した「望ましい食習慣」と「食に関する自己管理能力」を身に付けさせ、「早寝・

早起き・朝ごはん」運動の推進と基本的生活習慣の改善を図り、健やかでたくましい体の育成に努めます。
　また、小中学生のむし歯予防を目的としたフッ化物洗口については、平成２４年度の全小中学校実施に向け、本年度は市内小中学校７校で実施します。

　次に、特別支援教育については、特別支援諸学校の協力を得て、教育相談や学習支援の取組みを継続して進めるとともに、引き続き特別支援教育支援員を配置します。また、就学相談員を増員するなど障がいのある子ども達への適切な指導と支援に一層取組みます。

　次に、特色ある教育活動については、本年度から小学校の外国語活動が本格実施になることから、外国語指導助手の派遣回数を見直し、学校規模による適正配置を工夫するなど、コミュニケーション能力や国際理解教育の充実に努めます。
　また、ものづくりのまち室蘭に関連する事業として、室蘭工業大学との連携や職場体験学習を通して、児童生徒の生き方や望ましい職業観・勤労観を育む学習を引き続き充実させるとともに、環境保全に主体的にかかわる姿勢を育成する観点から、市内７校の小中学校に設置している太陽光発電設備を活用した特設授業を行うなど、環境教育の充実に努めます。

　次に、幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を担うものであり、学びと育ちを支える環境づくりを推進するため、家庭教育セミナー事業を継続実施し、新たに、子育て相談ふれあいセンターと連携した親子遊びや育児相談などを行う「２歳児ちびっこくらぶ」を開催するなど、家庭教育への支援充実に取組みます。
　また、小学校入学後における小１プロブレムの防止などに向け、本年度においても関係者による会議を開催して、幼保小の協議連携を進めます。

　次に、私学に対する振興ですが、本年度も引き続き、幼稚園、高等学校・専修学校への支援の他、園舎の老朽化に伴う大規模改修事業に対する支援を行います。

　第２の柱は、安心・安全に学べる教育環境の整備であります。

　本市の不審者被害件数は、ここ数年減少傾向に転じているものの、引き続き学校関係者や保護者などに不審者などの情報をメールで知らせる不審者防犯システムによる注意喚起に努めるとともに、関係機関の協力を得ながら、防犯教室や防犯訓練の他、地域安全パトロール隊への情報提供と行動連携を一層進めます。
　いじめ問題については、「いじめの根絶」に向けて、本年度から、いじめアンケート調査を年３回以上実施するなど、未然防止や早期発見・早期対応の取組みを一層進めます。
　不登校や虐待の問題については、ともに件数は増加傾向にあり、定期的な調査の回数を増し、要保護児童対策地域協議会とも連携しながら、未然防止と早期発見・早期対応に向けた取組みの充実を図ります。
　また、不登校児童生徒の早期学校復帰に向け設置している適応指導教室市内３箇所に、新たに学習支援員を増員し充実に努めます。

　次に、規範意識の低下が叫ばれる中、心に寄り添う生徒指導として、非行などの問題行動の防止や薬物乱用防止教室、ネット使用に関わるマナー教室、性に関する指導を推進するとともに、学級経営や教育相談体制の充実に努めます。

　次に、学校での事故対応等については、学校危機管理マニュアルに則した未然防止や初期対応、事故後のケアなど、状況に応じた適切な運用と研修に努めます。

　次に、港北中学校区をモデルとして実践研究して来た「学校を地域が支える体制づくり」については、その成果と課題を総括し、現在、各中学校区で展開している同様の活動が円滑に進むよう、情報提供や助言に努めるなど、地域とともに歩む開かれた学校づくりを推進します。

次に、子どもの安心・安全を地域で守り育てる体制の整備や啓発活動については、青少年健全育成推進協議会や保護司会など関係諸団体との連携を引き続き進めてまいりますとともに、ひきこもり、ニート、不登校など、子ども・若者の抱える問題の深刻化に対処するため、室蘭市青少年問題協議会の再編を行い、ひきこもりなどへの具体的な取り組みについて検討します。

次に、放課後の児童対策としては、八丁平地区児童クラブの旧室商会館への移設と知利別スクール児童館の登録児童数の増加に対応して、指導員の増員と教室の増加など、状況に対応した放課後児童対策の充実を図ります。
また、学校適正配置計画に対応した放課後児童対策を図るため、学校や関係団体との協議を進め方向性を示します。

次に、学校給食については、安心・安全な学校給食の提供に努めるとともに、滞納対策についても、引き続き法的対応の強化を進めます。
また、給食調理業務で民間業者の知識・技術を取り入れた徹底した衛生管理などの運用を行うための学校給食センター調理業務の民間委託については、平成２４年度からの実施に向けて検討を進めます。
本年度は、給食センター施設の耐震診断を実施して施設の安全を確保するとともに、学校給食衛生管理基準を順守するため、調理備品の更新と購入を行い、安心・安全な学校給食の提供に努めます。

次に、学習環境の整備ですが、平成２４年４月開校予定の桜蘭中学校については、増築工事のほか外構整備に着手します。
また、平成２５年４月開校予定の室蘭西中学校については、校舎棟及び体育館の建設工事に着手します。
更に、平成２７年４月開校予定の中央･港南地区統合小学校の基本設計に着手するほか、本年３月に策定した「第３期学校適正配置計画」に基づき学校の適正配置を進めます。

第３の柱は、健康で充実した生活を創る生涯学習の推進であります。

本市の社会教育を推進する上での指針となる「室蘭市社会教育振興計画」に基づき、本市の持つ地域特性を活かしつつ、市民の学習ニーズに対応した学習機会や指導者、団体・サークル、社会教育施設に関する情報の提供など、生涯学習に関する環境づくりや施策を総合的に推進します。

文化振興につきましては、市民美術館において「ぐるっと美術館」を開設するほか、文化センターにおいて三市合同文化事業の演劇公演を開催するなど、関係諸団体と連携協力をしながら、市民に優れた美術作品や音楽・演劇などの鑑賞機会を提供します。
　また、本市の歴史的遺産を大切にする取組みとして、国のアイヌ語地名・名勝地指定や、南部陣屋史跡の整備、縄文文化の保護と活用により、市民意識の啓発を醸成するとともに、民俗資料館の利用促進につきましては、魅力ある展示の充実に努めます。

次に、読書活動推進につきましては、学校・家庭・地域などと連携協力を図りながら、子どもが読書に親しむ機会の充実に努めるとともに、図書館ボランティアの拡充や読み聞かせ講座の開催など、豊かな感性や創造力を育む読書活動の推進と定住自立圏図書館システムの更新により室蘭市・登別市・伊達市の利用者の利便性の向上拡大を図ります。
また、港の文学館では、名誉市民で芥川賞作家である八木義徳生誕１００年記念事業として、特別展や記念講演会などを開催します。

次に、男女平等参画社会に向けた取組みにつきましては、推進団体と協働した啓発活動と共に、男女共生セミナーの開催など、男女平等意識への醸成を図ります。

次に、スポーツ振興につきましては、入江温水プールの配管等改修のほか、今後とも、安心・安全に利用できるよう施設整備に努めるとともに、スポーツ関係団体と連携を図り

ながら、市民の健康増進の機会拡大や各種大会などの誘致のほか、今後、スキー場の取得など、冬のスポーツのあり方を検討します。

次に、社会教育施設における耐震診断については、昨年の文化センター管理棟に引続いて、教育部で所管する７施設の耐震診断調査を行い、その調査結果を受けて、施設の在り方について検討します。

また、スポーツなど各種社会教育施設の指定管理者とは、定期的な協議を行い利用者のニーズにこたえる魅力ある施設運営に今後とも努めます。

以上、平成２３年度教育行政方針について、申し上げました。教育改革が進められる中、教育行政の果たす役割は、ますます重要との認識に立ち、「子ども達が生き生きと輝く室蘭の教育づくり」と「生涯にわたって主体的に学ぶ環境づくり」に努めてまいりますので、議会並びに市民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。